

参議院議員通常選挙 投票日は7月10日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

※ 川内・大畑・脇野沢地区は午前7時～午後7時

参議院選挙区選出議員 参議院比例代表選出議員

第26回参議院議員通常選挙が6月22日(水)に公示され、7月10日(日)に投開票が行われます。

日本の未来を決める大切な選挙です。投票をお願いします！

投票できる方

〈年齢要件〉

平成16年7月11日以前に生まれた方

〈住所要件〉

令和4年3月21日までにむつ市で住民票が作成された方（転入届出をした方）で、引き続き3か月以上むつ市に居住している方

〈市内で転居した方〉

令和4年6月11日以降に市内で転居した方は、転居前の投票所（投票所入場券に記載）で投票することになります。

〈他の市町村から転入した方〉

令和4年3月22日以降に他の市町村からむつ市に転入届出をした方は、むつ市に3か月以上居住していないため投票できません。転入前の市町村で選挙人名簿に登録されていれば、そちらの市町村で投票できますので、ご確認ください。

この場合、次のいずれかの方法で投票することができます。

- ①前の住所地の期日前投票所で期日前投票をする。
- ②投票日に前の住所地の投票所で投票をする。
- ③前の住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求を行い、むつ市選挙管理委員会で不在者投票をする。

〈他の市町村へ転出した方〉

むつ市の選挙人名簿に登録された方で、令和4年3月22日以降に他の市町村に転出した方は、むつ市での投票となります。

投票できない方

○禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者（刑の執行猶予中の者は除か

れる)

- 法律で定められた選挙に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者、並びに選挙権及び被選挙権が停止されている者

投票の方法

○投票用紙の記入方法と色

- ・選挙区選出議員選挙は、候補者氏名を一人だけ記入してください。「薄い黄色（クリーム色）に黒刷り」の投票用紙です。
- ・比例代表選出議員選挙は、政党等の名称または候補者氏名（名簿登載者名）を1つだけ記入してください。「白色に黒刷り」の投票用紙です。

○代理投票

手や腕が不自由で文字の書けない方、読み書きが不自由な方などは、係員にお申し出ください。秘密厳守のうえ、あなたに代わって記載し投票します。

○投票の順序

先に選挙区選出議員選挙、次に比例代表選出議員選挙の投票をしていただきます。

投票所入場券

- ・入場券は、世帯単位で発送します。入場券には2名まで名前が記載されており、ハガキを開き切り取ると、それぞれの入場券になります。当日の投票及び期日前投票の際には、本人分を切り離してご持参ください。
- ・入場券をなくしたり忘れても投票できますので、その場合は、係員にお申し出ください。

期日前投票

投票日にご都合により投票へ行けない見込みの方は、期日前投票を行うことができます。（むつ市の選挙人名簿に登録されている方は、次のいずれの場所でも投票できます。）

○むつ市役所各庁舎

〈期間〉6月23日(木)～7月9日(土)

〈時間〉午前8時30分～午後8時00分

〈場所〉本庁舎選挙管理委員会会議室、川内庁舎談話室、大畑庁舎多世代交流スペース、脇野沢地域交流センター会議室

○マエダ本店

〈期間〉7月2日(土)～7月9日(土)

〈時間〉午前10時00分～午後7時00分

〈場所〉1階休憩コーナー

投票所入場券には『期日前投票宣誓書兼請求書』があわせて印刷されています。あら

かじめ記入していただければ、スムーズに受付できますので、ご協力をお願いします。

不在者投票

〈入院中や遠隔地に滞在している場合〉

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所している方は、その施設で投票できます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

また、出稼ぎや出張等でむつ市外に長期滞在する場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。希望する方は、むつ市選挙管理委員会または各庁舎管理課で請求手続きをしてください。

請求手続は6月22日（公示日）前でも可能ですので、お早めの手続きをお願いします。なお、郵送や代理人による請求も可能となっています。

〈郵便等による不在者投票（在宅投票）〉

身体障害者手帳等をお持ちの方で一定の要件に該当する方や、要介護状態区分が要介護5の方は、郵便等投票証明書の交付を受けることで、在宅のまま郵便等により不在者投票ができます。

投票日の4日前（7月6日）までにむつ市選挙管理委員会に請求してください。

※ 請求に必要な書類は、むつ市選挙管理委員会に設置してあるほか、むつ市ホームページからダウンロードできます。

選挙公報

候補者の経歴や政見等を掲載した『選挙公報』は、6月27日頃から各世帯へ直接配布する予定です。

何らかの事情で届かなかった方は、むつ市役所本庁舎、川内・大畑・脇野沢の各庁舎や市の公共施設に備えてあります。また、青森県選挙管理委員会のホームページにも掲載されますので、ご利用ください。

開票

〈日時〉7月10日（日）午後9時00分～

〈場所〉むつ市役所本庁舎開放エリア

※ 参観人の受付・開場：午後8時30分～（先着50名）

新型コロナウイルス感染症対策について

○選挙は各種感染防止対策のうえで実施しますが、有権者の皆様におかれましてもご協力をお願いします。

・投票所内でのマスクの着用にご協力ください。

- ・投票所入口での手指消毒にご協力ください。
- ・投票所では、ほかの有権者の方との距離を保つようお願いします。
- ・来場前後の手洗い、うがいにご協力ください。
- ・体調不良の方は係員にお申し出ください。
- ・投票用紙の記入に当たっては使い捨て鉛筆を用意しますが、黒色の鉛筆かシャープペンシルに限り持参して使用することも可能です。

○特例郵便等投票

- ・新型コロナウイルス感染症により「自宅療養」または「宿泊療養」をしている方は、郵便等による投票を行うことができます。
- ・対象は、保健所等からの外出自粛要請期間が選挙公示の翌日から投票日までの期間にかかると見込まれる方です。
(濃厚接触者の方は投票所で投票できます。感染防止対策のうえでお越しください。)
- ・「特例郵便等投票請求書」をむつ市選挙管理委員会に提出することにより、投票用紙等が交付されます。
- ・請求できる期間は、投票日の4日前(7月6日)までとなっています(必着)。

※ 新型コロナウイルス感染症対策について、詳しくはむつ市ホームページをご確認ください。

むつ市HP



各種お問合せ先

【選挙について詳しくは】

むつ市選挙管理委員会 22-1111 (内線3312・3313)

【各地区の投票所等についてのお問合せは】

川内庁舎管理課 42-2111

大畑庁舎管理課 34-2111

脇野沢庁舎管理課 44-2111